

北栄町国民健康保険運営協議会
会長 安田 知章 様

北栄町長 松本 昭夫

北栄町国民健康保険税の税率改正について（諮問）

国民健康保険税の税率を下記のとおり改正したいので、北栄町国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、貴運営協議会の意見を求めます。

記

1 税率の改正内容

（下線が改定部分）

区 分		改定前	改定後
医療給付費分	応能割	所得割（%）	<u>5.19</u>
		資産割（%）	<u>23.30</u>
	応益割	均等割（円）	<u>22,800</u>
		平等割（円）	<u>19,600</u>
	賦課限度額（円）		510,000
後期高齢者支援分	応能割	所得割（%）	1.81
		資産割（%）	8.50
	応益割	均等割（円）	7,600
		平等割（円）	7,200
	賦課限度額（円）		140,000
介護給付費分	応能割	所得割（%）	<u>1.15</u>
		資産割（%）	<u>7.80</u>
	応益割	均等割（円）	<u>8,000</u>
		平等割（円）	<u>5,600</u>
	賦課限度額（円）		120,000

2 改定時期

平成25年度以後分の保険税について適用する。